

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師(八六一・健康対策課).....	1
結核予防法による医療機関の指定(八六二・大館保健所).....	1
道路の供用開始(八六三・道路環境課).....	1
道路区域の変更及び供用開始(八六四・道路環境課).....	2
道路区域の変更(八六五・八六七・道路環境課).....	2
道路区域の変更及び供用開始(八六八・道路環境課).....	4
道路の供用開始(八六九・道路環境課).....	4
建築基準法による道路位置の指定(八七〇・由利地域振興局建設部).....	4
開発行為に関する工事の完了(八七一・仙北地域振興局建設部).....	5
生活保護法による医療機関の指定(八七二・福祉政策課).....	5
生活保護法による施術者の指定(八七三・福祉政策課).....	6
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(八七四・福祉政策課).....	6
公告	
第三十二回採石業務管理者試験の合格者(資源エネルギー課).....	6
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	7
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部).....	7
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	7
選挙管理委員会告示	
衆議院議員総選挙における選挙人名簿登録の基準日等(一三二).....	8
衆議院議員総選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間(一三三).....	8
衆議院議員総選挙におけるポスターを掲示することができることとなる日(一三三)	
四).....	8
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一三五).....	8

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一三六).....	9
個人演説会を開催することができる施設の指定(一三七).....	9
個人演説会を開催することができる施設の指定解除(一三八).....	9

告 示

秋田県告示第八百六十一号

各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月二十四日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	予防接種を行う主たる場所	
	医療機関名	所在地
高橋 徹	とおる内科医院	秋田市御所野地藏田二丁目一番三二一

秋田県告示第八百六十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月二十四日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
小坂町診療所	鹿角郡小坂町小坂鉾山字栗平一十五	平成十五年十月四日

秋田県告示第八百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年十月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道 百五号		大曲市内小友字山根二二四番一から飯田字 続橋通一九一番二まで

二 供用開始の期日 平成十五年十月二十六日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月二十四日から同年十一月六日まで
 秋田県告示第八百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十五年十月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
一般国道	新 三百九十八号	旧 三百九十八号		湯沢市柳田字田中二二九番一地先から字中道下三八番一地先まで	一七・五〇〇三三・〇〇〇 一八・五〇〇四〇・〇〇〇	〇・二六六 〇・二六六

二 供用開始の期日 平成十五年十月二十四日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月二十四日から同年十一月六日まで

秋田県告示第八百六十五号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年十月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
			A	B		
県 道	旧	秋田岩見船岡線	秋田市太平黒沢字館越八五番地先から字野崎一番地先まで	秋田市太平黒沢字館越八二番一地先から字拂川一七番一地先まで	五・〇〇〇一八・〇〇〇 一六・〇〇〇七二・〇〇〇	〇・四九八 〇・四八〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

新	秋田岩見船岡線	秋田市太平黒沢字館越八二番一地先から字拂川一七番一地先まで	一六・〇〇〇〇七二・〇〇〇	〇・四八〇
---	---------	-------------------------------	---------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年十月二十四日から同年十一月六日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十月二十四日

秋田県告示第八百六十六号

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)
	新	旧			九・〇〇〇〇四〇・〇〇〇	六・〇〇〇〇三二・〇〇〇	
	新	旧	横手大森大内線	平鹿郡大森町八沢木字留長根一八番二から字柴橋八一番二五地先まで	九・〇〇〇〇四〇・〇〇〇	六・〇〇〇〇三二・〇〇〇	〇・二四八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年十月二十四日から同年十一月六日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十月二十四日

秋田県告示第八百六十七号

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)
	新	旧			九・〇〇〇〇六九・〇〇〇	九・〇〇〇〇一〇三・〇〇〇	
	新	旧	雄和岩城線	由利郡岩城町内道川字観音下四六番一地先から字中道六八番二まで	九・〇〇〇〇六九・〇〇〇	九・〇〇〇〇一〇三・〇〇〇	〇・四五九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月二十四日から同年十一月六日まで

秋田県告示第八百六十八号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	秋田北インター線	秋田北インター線	秋田市外旭川字中谷地二六番三から字小谷地二二八番二まで		三四・〇〇〇〇七二・〇〇〇	〇・〇四〇
	"	"	"	"	三四・〇〇〇〇七二・〇〇〇	〇・〇四〇

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十五年十月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十五年十月二十四日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月二十四日から同年十一月六日まで

秋田県告示第八百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年十月二十四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
本荘市出戸町字尾崎十七番地	本荘市川口字八幡前二百十五番五、二百十五番六、二百十七番七	五十四・四五メートル	六メートル	平成十五年十月八日

県道	金光寺能代線	能代市浅内字此掛沢一四一番六地先から一四〇番一〇地先まで
----	--------	------------------------------

二 供用開始の期日 平成十五年十月二十四日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月二十四日から同年十一月六日まで

秋田県告示第八百七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十五年十月二十四日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
武道診療所	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事会長	平鹿郡山内村平野沢字武道百一の一	内科、小児科、外科	平成十五年八月一日
医療法人せいとく会 菅医	医療法人せいとく会 理事長	雄勝郡雄勝町小野字東堺七十七番地一	内科、外科、泌尿器科	平成十五年八月十七日
泰心堂薬局	田 口 和 義	山本郡二ツ井町字三千苅四十一	調剤薬局	平成十五年八月十九日
医療法人 笹村整形外科	医療法人 笹村整形外科 理事長	鹿角市花輪字扇ノ間七十九	整形外科	平成十四年二月一日
五城目歯科医院	小 原 雅 彦	南秋田郡五城目町字鶴ノ木九十三 四	歯科、小児歯科、歯科 口腔外科	平成十五年七月一日
医療法人 石塚歯科医院	医療法人 石塚歯科医 院 理事長	河辺郡河辺町和田字上中野四百一番地六	歯科	平成十五年九月十五日
医療法人青嵐会 内藤病院	医療法人青嵐会 理事 長	本荘市中堅町一番地	内科、外科、皮膚科	平成十五年十月一日

秋田県告示第八百七十一号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年七月十五日付け指令仙建 十七 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十五年十月二十四日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 秋田県知事 寺 田 典 城
 大曲市花館字豊後野百七十六番地の二
 田仲コンクリート工業株式会社 代表取締役 田 仲 一 美

二 開発区域に含まれる地域の名称
 大曲市花館字中大戸十三番一、十三番二、十四番一、十五番、十六番、十七番、

秋田県告示第八百七十二号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

十八番、十九番、二十番一、二十一番一、二十一番三、二十一番四、二十二番一、二十二番三、二十二番四、二十三番一、二十四番一、二十五番、二十六番、二十七番、二十八番、六十五番、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番一、七十四番一、七十五番一

秋田県告示第八百七十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第
 四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

氏名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業務の種類	指 定 年 月 日
塩津 武将	男鹿市船川港比詰字大巻九十五 一	塩津接骨院	男鹿市船川港比詰字大巻九十五 一	柔道整備	平成十五年六月五日

秋田県告示第八百七十四号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のと
 おり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
 平成十五年十月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人せいとく会 菅医院	長 医療法人せいとく会 理事	雄勝郡雄勝町小野字東堺六十七番地三	平成十五年八月十七日
泰心堂薬局	田 田 口 泰 義	山本郡二ツ井町字三千苅四十一 一	平成十五年八月十九日
早川医院	早 早 川 正 臣	本荘市桜小路三十五	平成十五年八月二十二日
笹村整形外科	笹 笹 村 拓 美	鹿角市花輪字扇ノ間七十九	平成十四年一月三十一日
医療法人 石塚歯科医院	石 石 塚 永 幸	河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下四十六 六	平成十五年九月十日
内藤病院	内 内 藤 賢 一	本荘市中堅町一番地	平成十五年九月三十日

公 告

平成十五年十月十日に実施した第三十二回採石業務管理者試験の結果、次の者が合

格したので公告する。
 平成十五年十月二十四日
 受験番号 氏 名 受験番号 氏 名
 秋田県知事 寺田典城

- 一 珍田毅法 二 佐藤久明
- 九 鷹島清 一二 吉岡修二
- 一六 鈴木忠夫 二七 長崎克彦
- 二八 加藤富尚 二九 小川拓也
- 三二 加藤龍郎 三八 佐々木馨
- 四〇 小林武弘 四五 真田昌慶
- 四六 大井才夫 五三 小野典秋
- 五九 環順一郎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大潟土地改良区から次のとおり役員(の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 南秋田郡大潟村字西三丁目二番地十四 宮野武義
- 字西一丁目二番地七 松崎弘郁
- 字西三丁目二番地十七 後藤幸三
- 字東二丁目五番地三十一 柴田周悦
- 字東二丁目五番地三十四 倉石健司
- 字西二丁目四番地十四 田口昭治
- 字西二丁目三番地十 三留達也
- 若美町角間崎字槽沢十番地三 進藤俊人
- 八郎潟町字下川原百番地 小林金一
- 山本郡八竜町浜田字堂前二十一番地 鈴木敏雄
- 琴丘町鹿渡字高屋敷家ノ前八十三番地 鈴木敏雄
- 就任理事の住所及び氏名
- 南秋田郡大潟村字西三丁目一番地十四 宮野武義
- 字西二丁目三番地二十三 相馬喜久男
- 字東三丁目三番地二十五 山崎直司
- 字西二丁目一番地一 山本直宏
- 字西二丁目三番地十 三留達也
- 字東二丁目五番地三十四 倉石健司
- 字西三丁目一番地十七 後藤幸三
- 若美町角間崎字槽沢十番地三 進藤俊人

一 退任理事の住所及び氏名

- 南秋田郡八郎潟町字下川原百番地 小林金一
- 山本郡八竜町浜田字堂前二十一番地 鈴木敏雄
- 琴丘町鹿渡字高屋敷家ノ前八十三番地 鈴木敏雄
- 就任理事の住所及び氏名
- 南秋田郡大潟村字西一丁目四番地十七 佐藤誠
- 字西一丁目四番地二十五 鎌田金信
- 若美町松木沢字鶴木境五番地 小玉忠義
- 就任理事の住所及び氏名
- 南秋田郡大潟村字西一丁目四番地十七 佐藤誠
- 字西一丁目四番地二十五 鎌田金信
- 若美町松木沢字鶴木境五番地 小玉忠義

平成十五年十月二十四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、横手市金沢旧前郷土地改良区から次のとおり役員(の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

一 退任理事の住所及び氏名

- 仙北郡仙南村金沢字鞍掛二百三十六番地 後藤登
- 字北川原田百四十七番地一 嶋田幸一
- 横手市金沢本町字田町十八番地 南部正悦
- 就任理事の住所及び氏名
- 仙北郡仙南村金沢字鞍掛二百三十六番地 後藤登
- 字北川原田百四十七番地一 嶋田幸一
- 横手市金沢本町字田町十八番地 南部正悦

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
- 科学捜査研究所用備品 一式
- 購入物品の仕様等
- (二) 入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限
平成十六年三月二十六日(金)
- (四) 納入場所
秋田県警察本部科学捜査研究所

- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法

- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年十一月十日(月)午前十一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室

- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

- 六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百三十二号

平成十五年十一月九日執行予定の衆議院議員総選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定めた。

平成十五年十月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 一 基準日 平成十五年十月二十七日(年齢については、十一月九日)
- 二 登録日 平成十五年十月二十七日
- 三 縦覧期間 平成十五年十月二十八日及び同月二十九日

秋選管告示第百三十三号

平成十五年十一月九日執行予定の衆議院議員総選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を次のとおり定めた。

平成十五年十月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

縦覧期間 平成十五年十月二十八日及び同月二十九日

秋選管告示第百三十四号

平成十五年十一月九日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四條の二第五項の規定によるポスターを掲示することができる日、平成十五年十月二十八日とする。

平成十五年十月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

秋選管告示第百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條、第七十五條、第七十六條、第八十一條及び第八十六條並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八條の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一

の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十五年十月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三三九
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)は、その超える数の六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、七三八

秋選管告示第百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年十月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

- 秋田市 八四、三一九
- 能代市 一四、七四四
- 横手市 一〇、九二六
- 大館市 一八、一八五
- 本荘市 一一、一二二
- 男鹿市 八、四四二
- 湯沢市 九、三九五
- 大曲市 一〇、六七〇
- 鹿角市鹿角郡 一二、六七四
- 北秋田郡 一八、〇九三
- 山本郡 一三、四一八
- 南秋田郡 一九、八八九
- 河辺郡 五、二二二
- 由利郡 二〇、九四四
- 仙北郡 三一、八八六
- 平鹿郡 一八、五九六

雄勝郡 一一、六二五

秋選管告示第百三十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができると指定した旨神岡町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

施設の名 称	施設の 所在地	指 定 年 月 日
神岡町農村環境改善センター	仙北郡神岡町神宮寺字下川原前開百番地	平成十五年十月十五日

秋選管告示第百三十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨若美町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

施設の名 称	施設の 所在地	指 定 解 除 年 月 日
若美町総合福祉センター	南秋田郡若美町角間崎字家ノ下五十四番地	平成十五年十月十六日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄